

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 5 日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

国土交通省 東北地方整備局 秋田港湾事務所

秋田県秋田市土崎港西 1-1-49

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通 3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区域 能代港（付図に示すとおり）

（2）期間 令和 8 年 8 月 24 日から

令和 8 年 9 月 30 日までのうち 2 日間

3 水路測量の実施方法

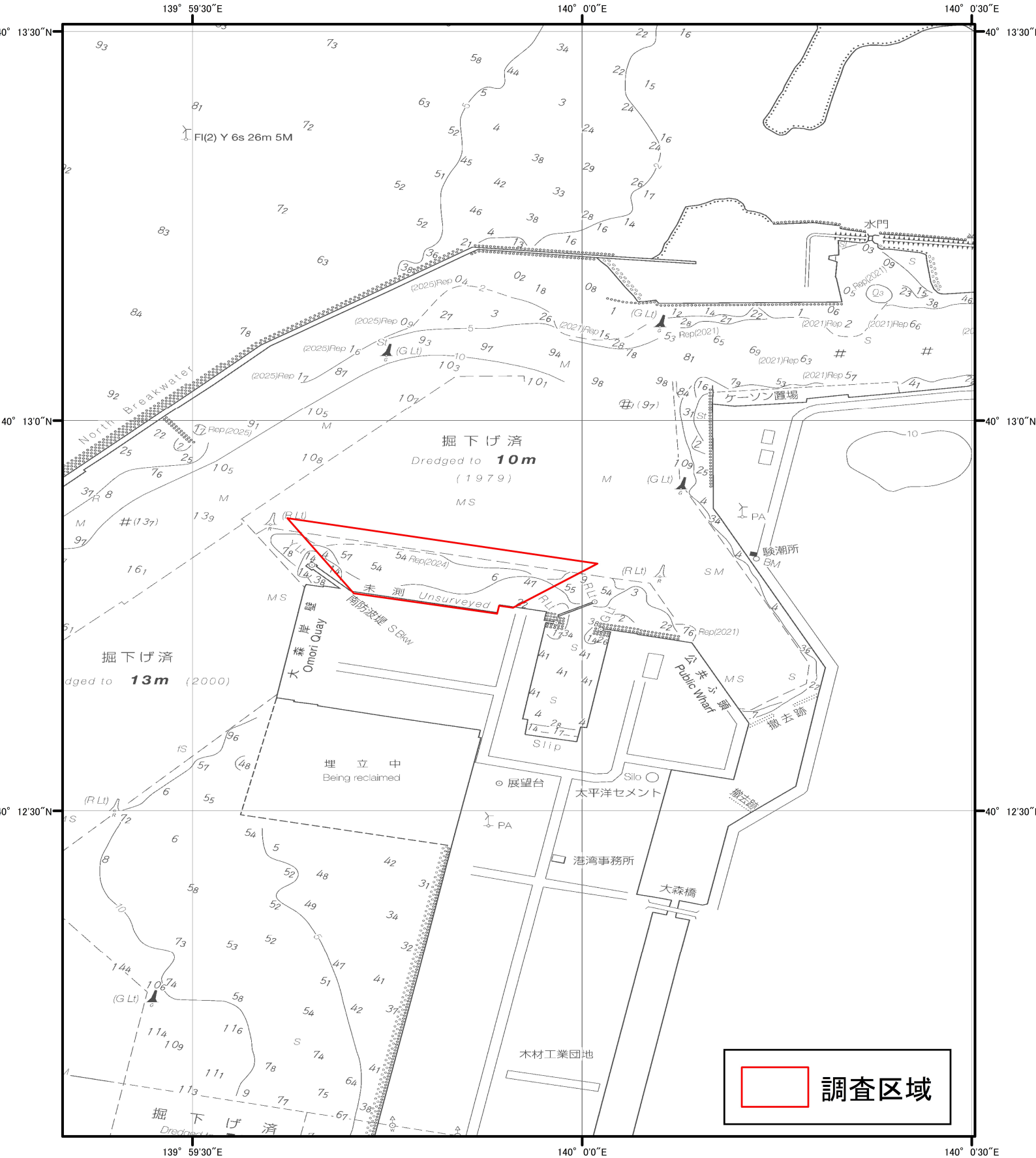
GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲載する。

（2）二管区水路通報により周知する。

調査区域



調査区域